

政 委 第 3 号

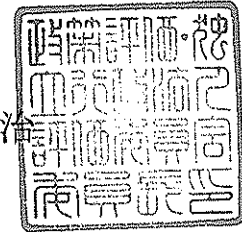
平成 20 年 1 月 31 日

内閣府独立行政法人評価委員会

委員長 大 森 彌 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大 橋 洋 洋



平成 18 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見

当委員会は、平成 19 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「内閣府所管「独立行政法人国立公文書館」の平成 18 年度における業務の実績に関する評価結果について」等に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 19 年 7 月 11 日に取りまとめた「業務実績評価に関する当面の取組方針」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、一部の独立行政法人における不祥事の発覚等により独立行政法人全体が不信の目でみられていること、業務実績評価に関する各府省の評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘があることなどを踏まえ、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いいたします。

さらには「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)が策定されたことなどを踏まえ、評価の質の更なる向上のため、一層の御努力をお願いいたします。

平成18年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見

平成18年度における内閣府所管4法人（国立公文書館、国民生活センター、北方領土問題対策協会、沖縄科学技術研究基盤整備機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（評価の基準の明確化等）

- ・ 貴委員会は、業務の実績に関する評価を平成18年度までに5回、中期目標期間終了時の事務・事業の見直し作業も昨年度末までに経験している。独立行政法人に係るPDCAサイクルの中で必要な評価を行うためには、評価手法や作業の不断の改善が求められるが、その意味では、多くの有用な経験が蓄積されつつあると考えられる。

貴委員会における業務の実績に関する評価は、貴委員会の各分科会が定めた評価基準に基づき、中期目標等に定められた個別項目ごとに4段階の評定（A、B、C、D）で行うこととなっており、加えて、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げている場合にはA+と評価できることとなっている。A、B、C、Dの評定に関しては、定量的な評価指標が設定されている評価項目については定量的な評価基準が設けられている。しかしながら、分科会委員の協議により評価するとされている評価項目については、具体的な評価の基準が明らかにされておらず分かりにくいものとなっている法人もみられる。また、評価結果をみても、評価（評定）の考え方、理由、根拠等についての説明が十分ではないものがみられる。

このようなことを踏まえ、貴委員会として、十分な説明責任を果たす観点から、中期目標等の達成度合いを数値化して示すなどの方法も工夫しつつ、評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係においてより分かりやすく説明すべきである。

(目的積立金)

- ・ 目的積立金に係る今後の評価に当たっては、独立行政法人が自ら効率的な運営を行うためのインセンティブである目的積立金の計上の促進に資するため、当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

(資産の有効活用)

- ・ 資産の有効活用に係る今後の評価に当たっては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)Ⅲ-1-(2)「保有資産の見直し」において見直し状況について評価委員会による事後評価を行うこととされたことをも踏まえ、主要な固定資産についての減損会計の情報(保有目的、利用実績など)なども十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきである。

(官民競争入札等の活用)

- ・ 業務運営の効率化に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-1-(3)「官民競争入札等の積極的な適用」において官民競争入札等の積極的な導入を推進することとされ、また、Ⅲ-2-(1)-③「管理会計の活用及び情報開示の在り方」において管理会計の活用により事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にすることとされていることをも踏まえて、高コスト構造となっている業務などについて経費削減の一手段としての官民競争入札等の活用についての評価を行うべきである。

(内部統制)

- ・ 内部統制に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など)等についての評価を行うべきである。

(当委員会の意見を踏まえた評価)

- ・ 当委員会が貴委員会に通知してきた業務の実績に関する評価の結果についての意見を踏まえた評価が行われていないものが一部みられることから、的確な評価を行われない。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【独立行政法人国立公文書館】

- ・ 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成18年度以降の5年間で5%以上の削減を行うことを基本とされている。本法人は、平成17年度末の実員数を基準として18年度以降5年間で5%以上の人員削減を行うこととし、今中期目標期間中に常勤職員1名の削減を行うとしている。しかしながら、総人件費削減の達成状況等について評価結果において言及されていない。今後の評価に当たっては、人員の削減に向けた取組状況について明らかにした上で厳格な評価を行うべきである。
- ・ 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度103.7(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-1-(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。

【独立行政法人北方領土問題対策協会】

- ・ 随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」(平成19年2月16日付け総務省行政管理局長及び行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡)において、各府省の年度評価等の際に平成18年11月の当委員会の指摘